

## 岡山大学附属図書館蔵書構築指針

〔平成 22 年 6 月 1 日〕  
館 長 裁 定

改正 平成 24 年 8 月 31 日

改正 令和 3 年 7 月 12 日

### (趣旨)

第 1 条 この指針は、岡山大学附属図書館（以下「図書館」という。）の扱う図書館資料（以下「資料」という。）について、収集・整備の基本方針等必要な事項を示し、もって国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）における蔵書構築の指針とするものである。

### (基本方針)

第 2 条 図書館は、本学における学習・教育・研究活動を支援することを目的として、資料の収集・保存・提供を行い、本学の学生及び教職員（以下「本学構成員」という。）にとって、有益かつ適切な蔵書構築に努めるものとする。

- 2 本学の理念及び目的に基づき、学習・教育・研究活動に必要な資料を広く体系的に収集する。
- 3 電子ジャーナル等多様化し増大する各種媒体に対応した資料の収集と整備に努める。
- 4 収集された資料の共同利用と世代を越えた継承に努め、本学の構成員が学習・教育・研究活動に支障を来すことなく、必要な資料を充分に活用できるシステムを整備する。
- 5 池田家文庫に代表される本学所蔵の貴重資料については、適切に保存し、将来に継承するとともに、地域（社会）貢献として広報に努め利活用を図る。
- 6 選択された蔵書と学内スペースの有効活用に資するべく、また、本学構成員にとって適切な蔵書構成を維持するために、調整された分散管理を行うと共に、一定の基準に基づいて資料の除却を行うものとする。

### (対象)

第 3 条 この方針は、図書館が組織として管理する学習・教育・研究の用に供される資料に適用する。

### (収集範囲)

第 4 条 第 2 条に定める基本方針に基づき、特に、次の各号について可能な限り整備するものとする。

- 一 本学の教育方針、授業内容等に関連する学習・教育の基盤となる資料
- 二 広く学生の人間形成に役立つ教養的な資料
- 三 本学の特色ある専門的または学際的な研究に必要な資料

#### 四 その他本学構成員が必要とする資料

(資料の区分及び定義)

第5条 収集する資料の区分(以下「資料区分」という。)及び定義は、次のとおりとする。

##### 一 教育用資料

###### イ シラバス掲載図書

授業を担当する教員が講義に関連してシラバスで指定をした教科書・参考書

###### ロ 参考図書

学習または研究のために必要な辞典、便覧、図鑑、地図、書誌、索引、年鑑、白書及び統計書等をいい、前述の参考書とは異なる。

###### ハ 学生希望図書

学生が購入希望を寄せた資料、またはブックハンティングで選定した資料

###### ニ 講義関連図書

教員が選定した講義(授業)に必要な資料で、図書館に配架するもの

###### ホ 図書館選定図書

学生の学習または教養の向上を図るために必要な資料

###### ヘ 教員選定学生用図書

学生の教育・研究・教養のため教員が選定し、図書館に配架するもの

###### ト 語学関係図書

TOEIC 関連の資料やその他語学学習用資料

###### チ キャリア支援図書

学生のキャリア支援のために必要な資料

###### リ 教育用雑誌

教育または教養の向上を図るために必要な雑誌及び新聞等

###### ヌ 教育用データベース

主に学生の教育の充実を目的としたデータベース等(ネットワークによる提供を含む。)

###### ル 教育用視聴覚資料

学生の学習・教育・研究のため、または教養の向上を図るために必要なオーディオCD、DVD 及びビデオテープその他の非印刷資料

##### 二 学術情報基盤資料(電子ジャーナルやデータベース)

本学の教育・研究のために整備する電子ジャーナル及びネットワーク型データベース等で、予算が共通経費化されているもの

##### 三 部局選定逐次刊行物

各部局の教育または研究のために選定した逐次刊行物(各部局予算で購入する電子ジャーナル及びデータベースを含む。)

##### 四 大学紀要

逐次刊行物のうち、大学等の発行する学術雑誌

五 郷土資料

イ 岡山県の地方公共団体並びにその関連団体が刊行する資料

ロ 岡山県に関連する内容の資料

六 岡山大学関連資料

岡山大学並びにその関連団体が刊行する資料

七 研究用図書

研究室等または教員が図書館を通して購入した資料及び研究室等または教員を通して図書館に寄贈された資料

八 博士論文

本学構成員が学位請求のために提出した資料

九 科学研究費報告書

本学構成員が科学研究費補助金を得て刊行した成果報告書類

十 寄贈図書

個人・団体から無償にて譲渡された資料

十一 その他

前各号に掲げるもの以外で、本学構成員に必要な資料

(選定方法)

第6条 資料は、資料区分ごとに、次の方法により選定する。

一 教育用資料

イ シラバス掲載図書

本学のシラバスに掲載された教科書・参考書のうち、重複を除いた資料を選定する。

ロ 参考図書

教員及び図書館職員の推薦に基づき選定する。選定した参考図書のうち、分冊刊行・シリーズ化されているものについては継続する。

ハ 学生希望図書

学生から購入希望を寄せられたもののうち、重複を除き購入する。ただし、本学図書館の蔵書としてふさわしくないと判断される資料は原則購入しない。

ニ 講義関連図書

部局教育目標を達成するにふさわしい図書、カリキュラムにおいて必須な図書については、部局の教員が選定する。ただし、2冊以上の所蔵がある場合は購入しない。

ホ 図書館選定図書、ヘ 語学関係図書、ト キャリア支援図書、チ 教育用視聴覚資料

図書館職員の推薦に基づき資料選択委員会が選定するが、重複は除く。

リ 教員選定学生用図書

図書館の依頼により、教員が学生の広い意味での教育のために選定する。ただし、

やむを得ない場合を除き、2冊以上の所蔵がある場合は購入しない。

#### ヌ 教育用雑誌

教育用雑誌は、図書館ごとに原則毎年選定する。なお3館とも利用状況の把握努め可能な限り重複購入は行わない。選定の際は以下の基準に従う。

- ・本学において共通に使用できる雑誌を優先的に選定する。
- ・本学構成員から利用の要望の多いもの
- ・他館への文献複写依頼件数が多い等、頻繁に利用されることが予想されるもの
- ・廃刊等により継続購入が困難になった場合は同一分野から選定する。

また、次に該当する場合は当該逐次刊行物の購読を中止する。

- ・電子媒体（電子ジャーナル等）によって将来にわたって閲覧可能であるもの
- ・情勢の変化により、需要が低くなったもの
- ・その他、予算状況に照らして、中止が適当と判断されるもの

#### ル 教育用データベース

教員または図書館の推薦を受けて、図書館運営委員会で導入・継続の可否を決定する。概ね次のいずれかに該当するものを優先する

- ・複数部局の教員からの推薦または多数の学生から要望があったもの。
- ・利用統計等から利用頻度の高いもの

#### 二 学術情報基盤資料（電子ジャーナル及びデータベース）

概ね次の基準により導入または継続の可否を判断し、計画的に整備する。なお、購読については、図書館運営委員会において決定する。

- ・本学における教育・研究を中長期的に推進していくに当たって、備えておくべき基本的なコンテンツであると判断されるもの
- ・利用頻度や費用対効果も考慮する

#### 三 学部選定逐次刊行物

各部局または教員が、教育または研究のために選定する。ただし、電子ジャーナル等で利用可能な逐次刊行物の冊子体は可能な限り購入しない。

#### 四 大学紀要類

概ね次の基準に従って選定する。

- ・短期大学、工業専門高等学校を除く他大学発行の紀要類
- ・鹿田分館においては主に医科歯科系大学、資源植物科学研究所分館においては主に農学・生物学系大学が発行する紀要類
- ・インターネット等で利用可能なものについては原則受入れない。

#### 五 郷土資料

教員の推薦及び図書館の選定、または寄贈などにより定義に当てはまる資料の網羅的な収集に努める。

#### 六 岡山大学関連資料

概ね次の基準に従って選定し、収集に努める。

- ・本学及び本学附属施設発行の紀要
- ・岡山大学または同窓会等発行の資料

#### 七 研究用図書

研究室等または教員が選定する。図書館は重複調査を実施し、可能な限り重複購入を減らす。

#### 八 博士論文

本学学位授与対象論文は収集に努める。

#### 九 科学研究費補助金報告書

本学科学研究費補助金報告書は収集に努める。

(受入)

第7条 資料は、別に定める「岡山大学附属図書館資料管理取扱要項」(以下「取扱要項」という。)に基づき受入れる。取扱要項第7条第3号により判断される資産としない資料は、概ね次のとおりとする。

- ・ルーズリーフや一枚物の地図、楽譜、パンフレット等資料の形態上の理由から長期保存が困難な資料
- ・資料への書込、野外での利用、実験実習用等教育・研究上の使用形態から損耗が激しいと予想される資料
- ・抜刷・予稿集・速報類等、より完全なものが刊行されることが確実な資料
- ・解説書、マニュアル、手引き書、受験参考書等環境の変化により利用価値がなくなると予想される資料
- ・文庫・新書等きわめて一般的な図書で、低廉なもの
- ・各大学における報告書、広報資料で、本学の教育・研究に供さない資料

ただし、上記に該当する資料の中には、図書館において利用に供するために目録を作成することがある。また、これらの資料は選定者の希望等により資産とすることができる。

(受贈)

第8条 資料の寄贈を受けた場合には、次の基準により受入れる。

- 一 別に定める「岡山大学附属図書館寄贈資料受入基準」により、本学の教育・研究に必要な資料を可能な限り受入れるものとする。ただし、大学紀要は、第6条に定める基準によるものとする。また、本学教員の著作については網羅的な収集に努める。
- 二 前号にかかわらず、保存のための書架スペース等を別に確保する必要のある場合並びに保存及び提供の方法について寄贈者から条件が付されている場合等の資料の受入は、別に館長が判断する。

(配置)

第9条 購入または受贈により図書館が受入・整理した資料は、次の基準により配置する。

- 一 教育用資料については図書館に配置し、全学における共同利用に供する。

二 研究用図書及び学部等選定の逐次刊行物資料は、「岡山大学附属図書館利用内規」第16条に基づき、学部等備付資料とすることができる。

三 学部等備付資料は、「学部等備付資料の管理に関する要項」に基づき、適正に管理しなければならない。

(保存)

第10条 新規資料の収納場所を確保し、利用者にとって魅力的な蔵書を維持するため、取扱要項に従い、次のとおり保存する。

一 固定資産として登録したものは原則として保存年限を設けないが、取扱要項第12条の理由により、利用価値が消失したものは保存しない。

二 取扱要項第7条に従って費用処理したもののうち、その利用価値が消失したと判断されるものについては保存しない。

三 逐次刊行物は、原則として保存年限を設けない。ただし、利用価値が消失したと判断されるものについては、その限りでない。

四 教育用視聴覚資料については、利用価値が消失するまで保存する。

五 教育用雑誌については、別に保存年限を定める。

(改正)

第11条 この指針は、本学カリキュラムの変更、教育・研究の動向及び利用者ニーズの変化等に対応し、随時見直すものとする。

附 則

この指針は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年9月1日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この指針は、令和3年7月12日から施行する。